

教育・保育の提供体制

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が実施主体として、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）」を策定の上、保育所・認定こども園・幼稚園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

県は、市町村の取組に必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な施策を講じるため、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「支援計画」という）を策定します。

ここでは、国の定める基本指針 を踏まえ、主に幼児期の教育・保育の提供体制を中心にまとめています。

基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

1 県設定区域

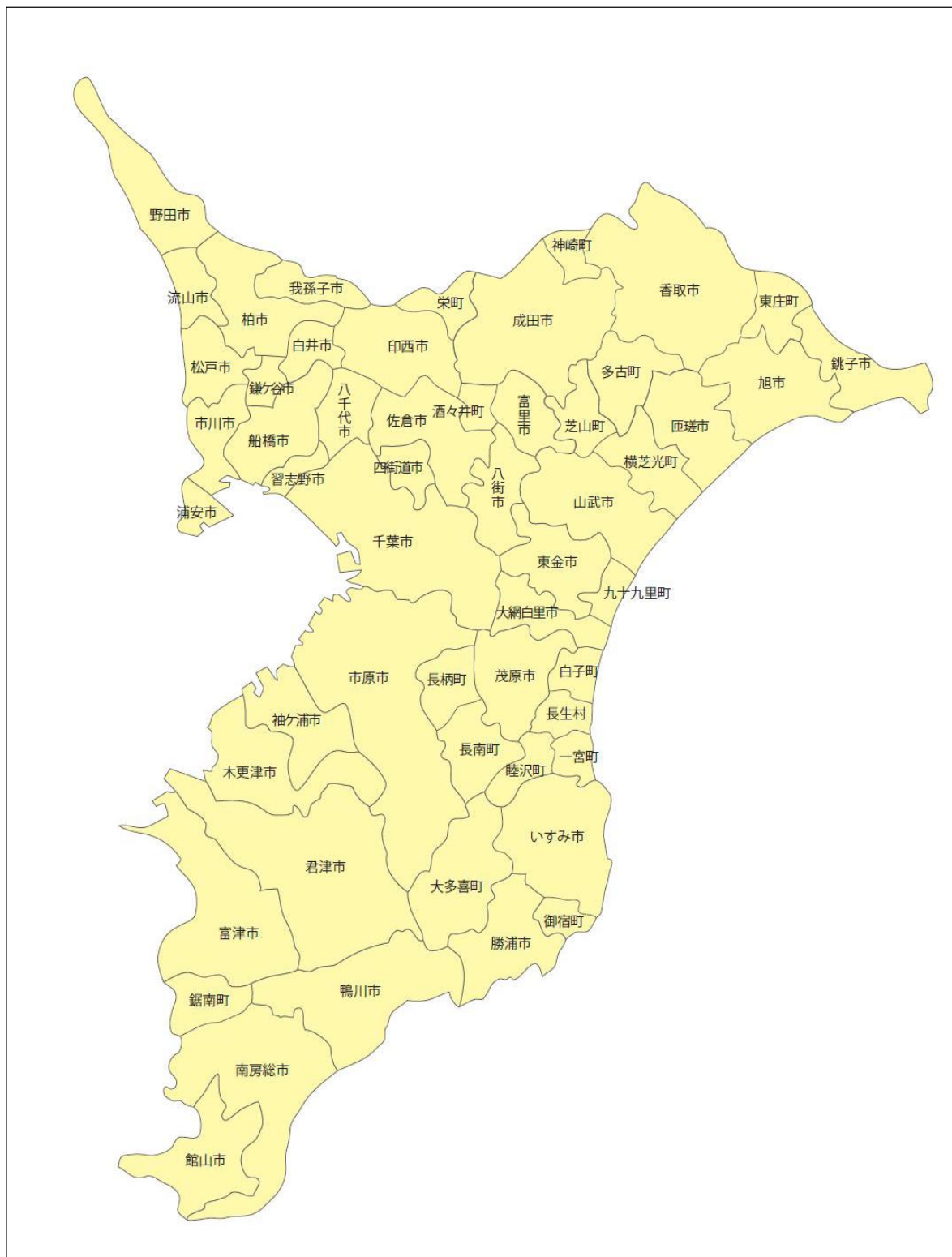
支援計画策定に際し、「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

県では、この「県設定区域」について、市町村の様々な地域の実情を計画内容に柔軟に反映できるよう、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を超えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



2 教育・保育の提供体制の確保

「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、市町村計画の内容を反映の上、県設定区域ごとに「教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧」（作成中）のとおり定めます。

県全体では4ページ「県内総括表」のとおりですが、令和6年度末までに保育所等待機児童の解消を図り（令和7年4月1日時点で0）その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数ゼロを目指します。

なお、幼児教育・保育の無償化の影響や、女性の就業率が高まる中で、地域の実情に応じて、保育を必要とする者の増加が見込まれることから、それに応じた提供体制を確保できるよう、見込量を定めています。

施設類型別の整備目標数と設置時期については、5ページに記載のとおりです。

【保育所等待機児童数】

各年4月1日現在（単位：人）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
県合計	83	0	0	0	0	0

【用語等について】

用 語	内 容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要とする又は希望する子どもの人数
確保方策	教育・保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	認定こども園、保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園（私学助成を受けている幼稚園）
特定地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
認可外保育施設	いわゆる認可外保育施設のうち、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設

※令和6年12月現在の暫定値となります。

1 幼児期の教育・保育の需要及び教育・保育の提供内容や時期について

【県内総括表】

各年4月1日現在（単位：人）

教育・保育の量の見込み及び確保方策		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		184,962	180,952	179,117	178,056	176,514	176,010
教育保育等の確保方策		226,044	226,129	226,853	227,748	228,567	229,249
特定教育・保育施設		158,582	161,363	161,999	163,051	163,662	164,124
特定地域型保育事業		7,967	8,153	8,400	8,614	8,823	9,043
確認を受けない幼稚園		53,403	50,601	50,430	50,059	50,058	50,058
認可外保育施設		6,092	6,012	6,024	6,024	6,024	6,024
1号認定	2号認定（教育ニーズ）						
	量の見込み	54,782	52,566	50,471	48,568	46,720	46,041
	確保方策	84,520	82,715	82,235	81,963	81,912	81,902
	特定教育・保育施設	31,117	32,114	31,805	31,904	31,854	31,844
	確認を受けない幼稚園	53,403	50,601	50,430	50,059	50,058	50,058
	今後必要となる定員数 （「確保方策」－「量の見込み」）	29,738	30,149	31,764	33,395	35,192	35,861
2号認定	2号認定（保育ニーズ）						
	量の見込み（保育ニーズ）	73,438	72,129	71,505	71,341	71,146	71,252
	確保方策	81,601	82,741	83,203	83,737	84,082	84,325
	特定教育・保育施設	77,969	79,137	79,599	80,133	80,478	80,721
	認可外保育施設	3,632	3,604	3,604	3,604	3,604	3,604
	今後必要となる定員数 （「確保方策」－「量の見込み」）	8,163	10,612	11,698	12,396	12,936	13,073
3号認定	2歳児						
		量の見込み	25,737	25,176	25,324	25,954	26,213
		確保方策	25,597	25,926	26,287	26,564	26,771
		特定教育・保育施設	21,261	21,529	21,775	21,959	22,079
		特定地域型保育事業	3,367	3,451	3,562	3,655	3,742
		認可外保育施設	969	946	950	950	950
		今後必要となる定員数 （「確保方策」－「量の見込み」）	▲ 140	750	963	610	558
	1歳児						
		量の見込み	23,343	22,932	23,578	23,918	24,138
		確保方策	22,133	22,489	22,766	23,016	23,230
		特定教育・保育施設	18,026	18,312	18,478	18,637	18,765
		特定地域型保育事業	3,179	3,266	3,373	3,464	3,550
		認可外保育施設	928	911	915	915	915
		今後必要となる定員数 （「確保方策」－「量の見込み」）	▲ 1,210	▲ 443	▲ 812	▲ 902	▲ 908
	0歳児						
		量の見込み	7,662	8,150	8,240	8,275	8,297
		確保方策	12,193	12,258	12,362	12,468	12,572
		特定教育・保育施設	10,209	10,271	10,342	10,418	10,486
		特定地域型保育事業	1,421	1,436	1,465	1,495	1,531
		認可外保育施設	563	551	555	555	555
		今後必要となる定員数 （「確保方策」－「量の見込み」）	4,531	4,108	4,122	4,193	4,275

- 県内総括表は、市町村の数値を基に作成しておりますが、市町村によって集計方法や集計の時点が異なる場合があり、各市町村の計画数値と一致しないことがある。

※令和6年12月現在の暫定値となります。

2 施設種類別 整備目標数と設置時期について

教育・保育のか所数・定員数について（県総括一覧表）

（各年4月1日現在）

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
認可保育所		施設数	1,194か所	1,201か所	1,216か所	1,229か所	1,242か所	1,248か所
		定員数	105,092名	104,852名	105,664名	106,406名	107,089名	107,513名
認定こども園	4類型合計	総施設数	270か所	295か所	299か所	303か所	304か所	305か所
		総定員数	41,089名	44,788名	45,234名	45,671名	45,655名	45,708名
		2・3号定員数	21,915名	24,001名	24,162名	24,393名	24,388名	24,440名
		1号定員数	19,174名	20,787名	21,072名	21,278名	21,267名	21,268名
	幼保連携型	施設数	139か所	155か所	156か所	158か所	159か所	160か所
		総定員数	22,110名	24,645名	24,663名	24,871名	24,879名	24,932名
		2・3号定員数	14,697名	16,398名	16,416名	16,512名	16,520名	16,573名
		1号定員数	7,413名	8,247名	8,247名	8,359名	8,359名	8,359名
	保育所型	施設数	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
		総定員数	3,134名	3,146名	3,146名	3,146名	3,146名	3,146名
		2・3号定員数	2,827名	2,827名	2,827名	2,827名	2,827名	2,827名
		1号定員数	307名	319名	319名	319名	319名	319名
	幼稚園型	施設数	98か所	107か所	110か所	112か所	112か所	112か所
		総定員数	15,182名	16,334名	16,762名	16,991名	16,967名	16,967名
		2・3号定員数	4,087名	4,472名	4,615名	4,750名	4,737名	4,736名
		1号定員数	11,095名	11,862名	12,147名	12,241名	12,230名	12,231名
	地方裁量型	施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		総定員数	663名	663名	663名	663名	663名	663名
		2・3号定員数	304名	304名	304名	304名	304名	304名
		1号定員数	359名	359名	359名	359名	359名	359名
特定地域型保育事業	4事業合計	総施設数	498か所	507か所	520か所	532か所	543か所	555か所
		総定員数	7,997名	8,184名	8,431名	8,645名	8,854名	9,075名
	小規模	施設数	444か所	451か所	464か所	476か所	487か所	499か所
		定員数	7,634名	7,800名	8,047名	8,261名	8,470名	8,691名
	家庭的	施設数	27か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
		定員数	114名	109名	109名	109名	109名	109名
	事業所内	施設数	25か所	28か所	28か所	28か所	28か所	28か所
		定員数	246名	272名	272名	272名	272名	272名
	居宅訪問型	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		定員数	3名	3名	3名	3名	3名	3名
幼稚園	確認を受けた幼稚園	施設数	92か所	89か所	85か所	83か所	83か所	83か所
		定員数	11,287名	11,133名	10,559名	10,469名	10,469名	10,469名
	確認を受けない幼稚園	施設数	235か所	217か所	215か所	223か所	213か所	213か所
		定員数	53,857名	50,755名	50,585名	50,215名	50,215名	50,215名
認可外保育施設		施設数	207か所	205か所	207か所	207か所	207か所	207か所
		定員数	6,092名	6,012名	6,024名	6,024名	6,024名	6,024名

3 認可・認定に関する需給調整

(1) 基本的な考え方

保育所や認定こども園の設置について申請があった場合、基準を満たすときは、原則として保育所や認定こども園の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域（市町村）」において、幼児期の教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として、必要性の検討を行います。

関係法令 児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第8項・第17条第6項

(2) 支援計画に含まれない施設

支援計画において予定されている施設の認可や認定前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合も、需給調整として、必要性の検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針¹の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

(3) 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合については、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮します。

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

特定教育・保育施設に該当しない（「確認」²を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

1 基本指針の内容（第三 - 四 - 2 - （二） - （2） - イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

2 「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。なお「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。

教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧

千葉市外53市町村